

— 会社法を学ぼう！⑤ —

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



このコーナーでは、昨年7月号から4回に渡り会社法に規定される基本的な項目を取り上げてきました。会社法は企業の経済活動に係わる法であると同時に、企業の健全な活動を助力する法であるともいわれています。今月号では、会社法5回シリーズの最終回として組織再編を取り上げます。

〔質問1〕

組織再編の概要について教えてください。

〔回答〕

株式会社の組織再編は、企業の組織を編成しなおし、効率的な事業運営や事業部門拡大等を目的として行われます。組織再編の種類と特徴は、図1のとおりです。

〔質問2〕

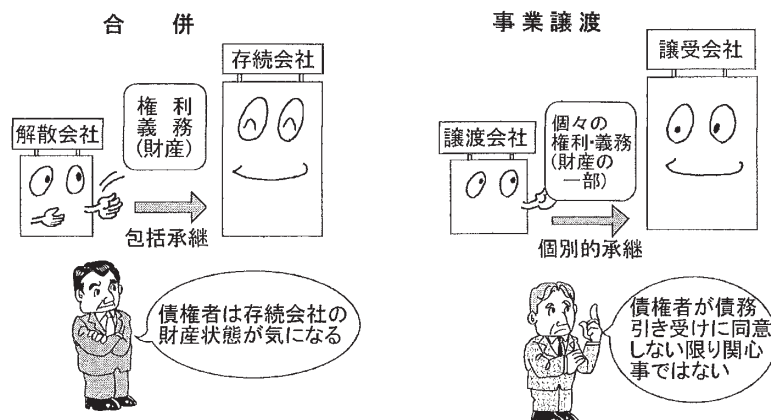
事業譲渡と合併は法的にどのような違いがありますか。

〔回答〕

第1に、合併は、合併契約の直接的な効果として会社の合一という効果を生じ、新設会社又は存続会社は解散会社の権利義務（財産）を包括して承継します。各個の権利義務について別々に移転

図1：組織再編の種類と特徴

事業取得型	資産譲渡	譲渡の対象が資産であれば、取締役会決議で可能。	
	事業譲渡	譲渡の対象が事業の場合には、移転者側の株主総会特別決議が必要となる。	
	合併	吸収合併	当事会社の1つが存続して他の消滅する会社を吸収する場合
		新設合併	当事会社のすべてが消滅して新しい会社を設立する場合
会社分割	吸収分割	事業の全部又は一部を他の会社に承継させるが、事業を承継する会社がすでに存在する他の会社である場合	
	新設分割	事業の全部又は一部を他の会社に承継させるが、事業を承継する会社が分割により新たに設立される会社の場合	
株式取得型	株式交換	既存の会社が100%親会社となる場合	
	株式移転	新設会社が100%親会社となる場合	
	株式譲渡	他の株主から株式を取得して、会社経営権を取得する。	
	第三者割当増資	募集株式の発行による割当てを受け、会社経営権を取得する。	



行為をする必要はありません。これに対し、事業譲渡は当事会社間の債権契約（普通の売買契約に類似する）として行われ、事業自体は単一の権利とは認められていないところから、合併のように包括して承継することはできず、事業を構成する個々の権利義務が個別的に承継されるにすぎません。つまり、事業譲渡においては、会社財産の一部があくまで個別的に譲受会社に移転するにすぎません。

第2に、合併は、解散会社の事業が存続会社又は新設会社に包括的に承継されるから、存続会社の財産状態の良し悪しが会社債権者にとって重大な関心事であるのに対し、事業譲渡では、権利義務は個別的に承継され、事業上の債務は債権者が債務引受に同意しない限り当然には移転しないので、債権者にとってさほど重大な関心事とはなりません。法もその点を考慮し、合併には債権者保護手続を定めているのに対し、事業譲渡には特に定めを置いていません。

第3に、合併の場合には、その無効の主張は訴えによってのみ認められ、提訴期間及び訴えの原告適格が認められる者も制限されています。これに対し、事業譲渡の無効の主張は、民法の一般原則に従って行われます。

〔質問3〕

事業譲渡にはどのような効果がありますか。

〔回答〕

- 事業を構成する財産を個別に譲受会社に移転し

なければなりません（事業譲渡は合併のような包括的承継を生じさせる制度ではありません）。

- 譲渡会社に競業避止義務が課されます。
- 事業譲渡に際して、譲渡会社の債務を譲受会社に移転しなかった場合（債務引受けをしていない場合であっても）、譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合には、原則として譲受会社にも譲渡会社の債務について弁済責任が課されています。商号を続用していない場合でも、譲受会社が債務引受けの広告をした場合には、（実際に債務引受けをしていない場合であっても）弁済責任を負います。

〔質問4〕

合併の概要と手続について教えてください。

〔回答〕

1. 合併の概要

合併とは、2つ以上の会社が法定の手続に従って1つの会社となることです。法人格が1つになるという意味では企業結合の最も進んだ形態といえ、経済的には、企業の拡張、経営の合理化、市場支配などの目的のために行われます。会社法上は、合併には新設合併と吸収合併という2つの方法があります。

新設合併は、当事者である幾つかの会社がすべて解散し、その財産すべてを別に設立した新会社が収容するというものです。

吸収合併は、当事者である幾つかの会社のうちの1つが存続し、他の会社はすべて解散し、その

解散した会社の財産は存続会社にすべて収容されるというものです。いずれの場合も、合併による消滅会社は通常の解散のように清算手続を必要とせず、合併の効力発生により解散と同時に消滅します。新設合併においては、消滅会社の株主には、合併契約の定めに従い、消滅会社の株式に代えて新設会社の株式が交付されますが、新設合併設立株式会社の株式に加えて、新設合併設立株式会社の社債、新株予約権、新株予約権付社債を交付することも可能です。

また、吸収合併においても、消滅会社の株主は、必ずしも存続会社の株式を交付されるとは限らず、合併契約の定めに従い、存続会社の社債、新株予約権、新株予約権付社債、又はその他の財産のみを交付されることがあります。

なお、合併であっても、存続会社に比べて消滅会社の規模が小さいなど、存続会社の株主に及ぼす影響が軽微なものがありますが、株式会社を存続会社とする吸収合併であって、①合併に際し交付する存続会社の株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額、及び、②合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価格の合計額が存続会社の純資産額の5分の1（存続会社の定款でこれを下回る割合を定めることは可能）を超えない場合には、存続会社につき、合併承認の株主総会決議なしに合併を行う簡易合併が認められます。

また、吸収合併の当事会社的一方が、他方当事会社（従属会社）の総株主の議決権の10分の9（従属会社の定款でそれを上回る割合を定めることは可能）以上を有するとき（特別支配会社）は、手続の簡素化の観点から、従属会社が消滅会社になる場合でも、存続会社になる場合でも、従属会社における合併承認の株主総会決議を要しません（略式合併）。

会社法では、消滅会社の株主に対して、存続会社等の株式を交付せずに金銭その他の財産を交付することを認めています。これを合併対価の柔軟化といいます。対価の柔軟化は吸収合併のみならず、吸収分割や株式交換の場合にも認められます。

2. 合併の手続

株式会社が合併を行う場合には、合併契約を締結し、株主総会等によるその承認決議、債権者の異議手続を履行し、必要であれば株券・新株予約権証券等の提出に係る公告・通知を行い、消滅会社の財産等の存続会社・新設会社への引渡しを行い、合併の登記を行うといった一連の手続が要求されます。また、合併契約の締結前には、当事者間で様々な調査・交渉が行われます。

〔質問5〕

吸収合併の概要とその効果を教えてください。

〔回答〕

1. 吸収合併の概要

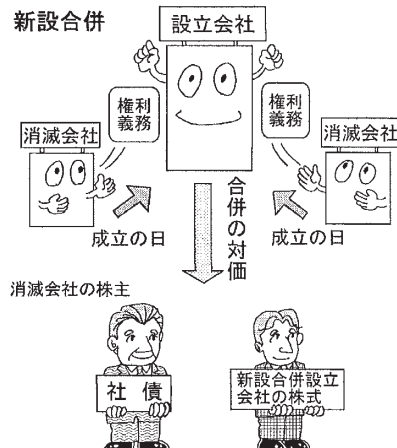
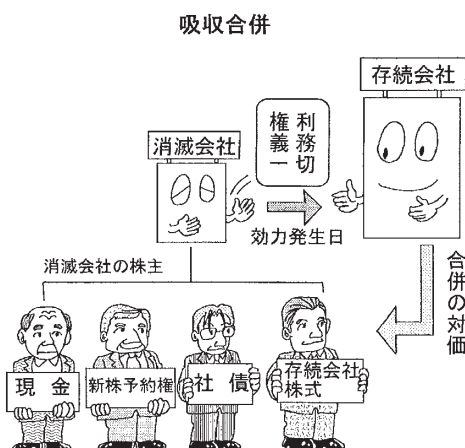
吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継します。そして、吸収合併消滅株式会社の株主は、対価として与えられるものの種類に従い、存続会社の株主、社債権者、新株予約権者、あるいは現金の受領者となります。吸収合併消滅持分会社の会社に対する出資者も同様です。登記は吸収合併の効力発生要件ではなく、吸収合併消滅会社の解散に関する第三者対抗要件です。

吸収合併は、合併契約で定めた効力発生日に効力が発生します。ただし、債権者保護手続が効力発生時までに終了しない場合には、効力発生日に効力が生じません。

また、効力発生日までは、当事会社の合意により効力発生日を変更することができ、この場合は、変更後の効力発生日に効力が生じます。ただし、変更前の効力発生日の前日までに変更後の効力発生日を公告しなければなりません。吸収合併をする持分会社も同様に、効力発生日を変更することができます。

2. 吸収合併の効果

① 吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継します。そして、吸収合併消滅株式会社の株主は、対価として与えられるものの種類に従い、存続会社の株



主となり、社債権者となり、新株予約権者となります。吸収合併消滅持分会社の社員も同様です。登記は吸収合併の効力発生要件ではなく、消滅会社の解散に関する第三者対抗要件です。

② 新設合併設立株式会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継します。そして、新設合併消滅会社の株主又は新設合併消滅持分会社に対する出資者は、対価として与えられるものの種類に従い、設立株式会社の株主となり、社債権者となり、新株予約権者となります。

③ 解散とともに清算手続を経ないで直ちに消滅する点で、株主総会決議による解散の場合と異なります。合併が行われると、存続会社においては株式が発行・割当てされる場合もありますし、また合併の場合には新会社が設立されます。これらは合併の効果として当然に生じるのであり、通常の株式発行の決議も不要ですし、独立した設立の意思表示も必要ありません。

合併により存続会社又は新設会社は、消滅会社の権利義務を包括的に承継することになります。個々の権利義務については個別の移転行為を必要としませんが、不動産など対抗要件を必要とするものについては、その手続をとらなければなりません。

④ 吸収合併が行われたときは、効力が生じた日から2週間以内に、本店の所在地において、消滅会社については解散の登記、存続会社については変更の登記をしなければなりません。また、

新設合併についても同様に、消滅会社については解散の登記、設立会社については設立の登記をしなければなりません。

⑤ 合併の効力は、吸収合併の場合は合併の登記によってではなく、当事会社間で定めた一定の日である「効力発生日」に生じます。

⑥ 新設合併の場合は設立の登記によって生じます。

【質問6】

新設合併の概要を教えてください。

【回答】

新設合併設立会社が株式会社であるときは、新設合併契約において、新設合併消滅会社の商号、住所、新設合併設立株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数及び新設合併設立株式会社の定款で定める事項等、新設合併に必要な事項を定めなければなりません。

新設合併設立株式会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継することになります。そして、新設合併消滅会社の株主又は新設合併消滅持分会社に対する出資者は新設合併設立株式会社の株主となり、また対価として与えられるものの種類に従い、社債権者等となります。持分会社同士の合併により株式会社を設立することもできます。

新設合併の効力は、設立登記の日に生じます。

〔質問7〕

株式交換及び株式移転の概要を教えてください。

〔回答〕

1. 株式交換

株式交換とは、株式会社が、その発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいいます。既存の株式会社（完全子会社となる株式会社）が、法定の手續を履践することにより、その株式をすべて完全親会社となる会社に移転し、完全親子会社関係を創設する行為であり、完全子会社となる会社の株主には、完全親会社となる会社から、完全親会社の株式（株式会社の場合）その他の対価が交付されます。

株式交換の効力は、株式交換契約に定めた「効力発生日」に生じます。株式交換の効力発生によって、株式交換完全親株式会社は、効力発生日に、株式交換完全子会社の発行済株式（株式交換完全親株式会社の有する株式交換完全子会社の株式を除く）の全部を取得します。そして、株式交換完全子会社の株主は、対価として与えられるものの種類に従い、株式交換完全親株式会社の株主となり、社債権者となり、新株予約権者となり、

あるいは現金の受領者となります。

なお、株主、取締役、執行役、監査役、破産管財人、清算人、そして株式交換を承認しなかった債権者は、株式交換の日から6か月以内に、株式交換無効の訴えを提起することができます。

2. 株式移転

株式移転とは、1又は2以上の株式会社が、その発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいいます。株式移転は、既存の会社が完全親会社を設立して、その完全子会社となる手續です。株式交換が、既存の複数の会社間に完全親子会社関係を創設するものであるのに対し、株式移転は、会社が単独で又は共同して、その完全親会社を設立するというものです。

株式移転の効力は、株式移転設立完全親会社が設立の登記により設立される時に生じます。株式移転設立完全親会社は、その成立の日に、株式移転完全子会社の発行済株式の全部を取得します。そして、株式移転完全子会社の株主は株式移転完全親会社の株主となり、対価として与えられるものの種類に従い、社債権者等となります。

なお、無効事由が存在する場合、株式移転無効の訴えも認められます。

図2：株式交換と株式移転

株式交換	株式交換制度とは、既存する2社以上の会社の株式を交換することにより、1社を完全親会社、他方の会社を完全子会社とする方法です。平成17年改正で対価として株式交換完全子会社の株主に株式交換完全親会社の株式その他の財産を交付することができるようになりました。簡易・迅速に企業再編が行える上、容易に完全親子会社関係が形成できる点にメリットがあります。
株式移転	株式移転制度とは、既存する会社（複数可）が、完全親会社となる持株会社を設立し、自らがその完全子会社となる方法です。完全子会社の全株主は、株式を完全親会社に提出して、かわりに完全親会社発行の株式を取得し、完全親会社の株主となります。

